

令和2年度 東京・千葉地区2国立大学法人 公共工事入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和3年2月5日(金) 東京工業大学 千葉大学 ZOOMによるWeb会議により開催		
委員	委員長 清水 幹裕(弁護士) 委 員 竹内 啓博(公認会計士・税理士) 委 員 蟹澤 宏剛(芝浦工業大学教授)		
審議対象期間	令和2年1月1日～令和2年12月31日に契約締結した案件		
	東京工業大学	千葉大学	(備考)
抽出案件(合計)	4件	3件	今回の審議対象期間においては、再苦情の申立ては無し。 抽出案件の個別審議に当たつては、委員長を含む全委員が全案件の審議を行った。
建設工事(小計)	3件	3件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0件	0件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	2件	2件	
工事希望型競争入札	0件	0件	
通常指名競争入札	0件	0件	
随意契約	1件	1件	
設計・コンサルティング業務(小計)	1件	0件	
公募型プロポーザル方式	0件	0件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回 答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		

別紙

質問	回答
1. 東京工業大学及び千葉大学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について ・特になし。	
2. 東京工業大学及び千葉大学における指名停止等の措置状況について ・なし。	
3. 再苦情処理会議への申立状況について ・なし。	
4. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議について <u>①東京工業大学(大岡山)グラウンド表層改修工事</u> ・施工体制確認のためヒアリングに必要な追加資料の提出を求めたところ、資料の提出が困難である」とのことで、追加資料がどのようなもので、辞退した業者は、どの資料について提出ができなかったのか？ ・施工体制審査を辞退した第一位の業者の入札価格は予定価格に対して何割程度の金額だったのか？ ・施工体制審査で確認する内容は、元請けのみの施工体制の確認なのか、下請けも含む施行体制の確認なのか？ ・施工体制審査のための追加資料が困難であることを理由に辞退される例は過去にもあるのか？ ・施工体制審査を受けない場合、ペナルティなどはあるのか？	<ul style="list-style-type: none"> 提出資料のうち具体的にどの資料が提出困難であるのかを業者に確認してはいないが、施工体制審査及び特別重点調査のための提出資料が多くなるため、膨大な提出資料を準備することが困難であったと推測される。 予定価格に対して約75%であった。 下請けを含む施工体制について審査している。施工体制審査のヒアリングのために提出を求めている追加資料の中には下請け予定業者等の一覧表も含んでいる。 施工体制確認型として実施した入札案件において、本件とは別に2件の入札案件で追加資料の提出が難しいことを理由に辞退した事例がある。 施工体制確認型では、開札後に調査基準価格を下回っている業者を対象に実施する施工体制審査の実施時点で辞退する場合はペナルティを設けていない。施工体制審査後、特別重点調査や低入札価格調査を実施する段階で辞退した場合は指名停止を含んだ対応措置を検討することとなっている。
②東京工業大学(すずかけ台)基幹整備(特高変電設備高圧配電盤)改修工事 ・予定価格で想定していた既存機器と異なる安価な別製造者の機器の使用を想定した入札があったとのことだが、当該安価の機器を既存機器と同等なものとして認めた理由について伺いたい。 ・予定価格で想定していた機器の価格が高すぎたということか？	<ul style="list-style-type: none"> 既存機器と異なる他社の機器を使用しても取合等で問題が発生しないことを既存機器メーカーに確認した上で入札価格を算出していることを業者に確認できたため、同等な機器であると判断した。 安全第一を優先して既存機器のメーカー製品により予定価格を算出したが、今回の一般競争入札において安価な機器でも同等の施工が可能であることが判明したため、今後は本件を参考に、より多くの見積を徴集して、より適切な予定価格の算出に努めたい。

質問	回答
(3)東京工業大学(すずかけ台)B1・B2-B棟内装改修工事	
<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、二度の入札を実施し、二度とも不落であったとのことを受けての随意契約ということだが、当初の入札案件と2度目の入札案件では施工内容が異なるのか？ ・当初包含発注としていた機械設備工事、電気設備工事については、分離して一般競争入札に付したとのことだが、その結果はどうであったのか？ ・随意契約により契約締結したことだが、いわゆる不落隨契とは異なるのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の入札案件ではすずかけ台キャンパスのB1・B2-B棟の建築工事・機械設備工事・電気設備工事を包含する改修に加えてH1・H2棟の天井改修も含めた施工内容としていたが、2度目の入札ではこれらを4件に分離して発注した。 機械設備工事及び電気設備工事については分離後の総合評価落札方式(実績評価型)で実施した一般競争入札で落札され、契約締結した。 ・不落隨契とは異なる。(当初入札が不落となったため、当初入札から仕様を変更して)再度入札「東京工業大学(すずかけ台)B1・B2-B棟内装改修工事」を実施したが不落となり、不落隨契協議も調わず不成立となつたため、いったん入札を取り止め、同じ内容で随意契約を締結した。
(4)東京工業大学(大岡山)本館改修(V期)設計業務	
<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格と業者の当初の見積価格に乖離がみられるに対し、コロナ禍の影響により、現場説明を実施しなかったことが理由として推測されているが、業者に確認したのか。また、現場説明は実施していないことに現状も変わりはないか？ ・本件は既存建物改修の実施設計業務を発注しているが、改修の対象である本館の図面は完備していて、業務量の低減が見込まれるのか？ ・設計業務の納品物はCADでの納品か？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・乖離の原因について業者にヒアリングは実施していないが、既存の改修であり現場の確認ができないことで一定のリスクを盛り込まれたのではないかと推測している。また現状も現場説明は実施していない。 ・今回改修する本館は建物自体が古いため既存の図面は紙媒体をスキャンした電子データのみであるが、今回の改修は5期目にあたり、今までの1期から4期までの設計済みのデータを参考にすることは可能である。 ・紙及びデータでの提出となっている。CADのソフトについては形式の指定をしていないため、業者が使用しているソフト及び互換性のあるソフトでの納品を求めた。
(5)千葉大学(西千葉)構内道路舗装等改修工事	
<ul style="list-style-type: none"> ・最低基準価格に対してわずかに下回っており低入札価格調査に該当しているが、業者からの説明として、どういった理由でコストが安くなったのか？ ・専門業者だから安い、というのはどのように価格が安くなることにつながるのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査時に受注者から挙げられた理由としては大きく2つあった。1つは、落札業者はアスファルト舗装とブロック舗装を主とする専門業者のため安価な価格で施工が可能ということであり、もう1つは現場と営業所が近かったため共通仮設費及び諸経費を節約できることから応札価格での施工が可能ということである。 ・本工事は西千葉団地構内の舗装の改修であり、アスファルト及び歩道に使用するインターロッキングブロックなどの舗装の打換えが工事内容となる。工事内容が得意なものであり、入札価格第一位の業者の実施ベースで積算された入札価格が安くなったと考えられる。

質問	回答
<p>(6)千葉大学(西千葉)ベンチャービジネスラボラトリー棟等改修その他工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式について、総合評価の結果、一定水準以上の業者のうちから価格のみで競争するという方法、あるいは総合評価の結果と入札価格を数値化して競争させる方法のいずれか？ ・総合評価の評価点と入札価格の順位について、入札結果に逆転は生じてないか？ ・総合評価落札方式の最終的な評価値はどのように算出しているのか？ ・第一回入札時に不落となつた際に、予定価格を下回らなかつた理由は聞いたのか？理由を聞くことによって何か問題があるのか。 ・新型コロナ感染症に関連して大学構内に学生がいない中で工事が実施できるとなると、予定に対してスムーズに施工ができたのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後者による。 ・順位の逆転はなかつた。 ・評価点を入札金額で除算した点を評価値としている。 ・理由を聞くことで、こちらの意図しない動機を持つていて受け止められるおそれがあるため、あえて理由を聞くことはしていない。 ・千葉大学では10月以降学生の登校を許可しており、大学の入試、資格試験のための施設貸し出し等により工事の中止があるなど、例年と同様に無人の状態ではないため、コロナ禍の状況によって工事が想定よりスムーズに施工できたというわけではない。
<p>(7)千葉大学(西千葉)受配電室保護継電器更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門工事業者の見積業者から予定価格として算出したということだが、契約相手方の業者による見積価格を予定価格としたのか。 ・予定価格として採用するにあたり、業者から出てきた見積価格についてどのような検証を実施しているのか？ ・保護継電器について、他の業者からの見積もりは取れないような案件なのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約相手方の業者による見積価格を予定価格とした。 ・以前に実施した設備更新工事にかかった費用と比較し金額に乖離がみられなかつたため、見積価格として妥当であると判断した。 ・当該設備については既存機器と同一の更新を想定しており、それ以外の業者からの見積を取ることは難しい。

委員講評（東京・千葉地区2国立大学法人全体について）

- ・全体的な総括として、東京・千葉地区2国立大学法人共に問題なし。
- ・引き続き低入札調査価格を実施するなど、工事の品質保持に努めること。
- ・今後とも適切な契約業務を執り行うこと。